## ○平成30年度京都府食品衛生監視指導計画(案)に対する意見と府の考え方

項 目	意  見	府の考え方
平成30年 度重点的 取組	厚生労働省がこの度公表した「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)」では、HACCPによる衛生管理のシステム化が法的に位置づけられた。HACCPシステムが法的に位置づけられるもとで、中小・零細規模の食品加工・製造等事業者が、HACCPシステムの対応について確実に進めていけるように、国、関連業界団体とも連携して、知識の習得機会や個別指導等による丁寧な支援事業を行ってほしい。京都府では、「きょうと信頼食品登録制度」を創設し、一般衛生管理をより実効性のある仕組みとすることに加え、HACCPシステムの普及推進を図ってきた。これまで積み上げてこられた「きょうと信頼食品登録制度」については、その位置づけ、運用等について見直しが必要になると思われる。関係者の意見も踏まえて見直し、検討を進めていただきたい。また、HACCPシステムについては、消費者の理解が十分に広がっているとは思われない。消費者向けの学習会等の機会を設け、理解が進むように啓発・広報活動等を強めていただくよう要望する。	HACCP導入の基本は自主衛生管理であることから、既存の制度も活用し、中小規模の事業者に対して、丁寧かつ具体的にHACCPの普及啓発を進めることとします。 また、事業者に対する取組だけでなく、HACCP導入について消費者の理解を深めていくよう周知・啓発に取り組むこととします。
	イノシシやシカといった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣の肉を食用として活用されることが増加している。野生鳥獣の処理については牛や豚等の家畜の処理と異なり、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」が策定されている。食用として安全に利用することができるように、「ガイドライン」に基づく衛生管理上の監視、指導、点検を強めてほしい。	関係部局と連携しながら、関係 事業者に対する監視指導に取り組むこととします。 また、野生鳥獣肉に係る収去検 査を引き続き実施します。
実施体制	15年ぶりに食品衛生法の改正が検討されているが、厚生労働省が公表した「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)」は、食品衛生法の目的に沿っており、食品安全をめぐる状況の変化に応じた食品衛生規制を行うことは重要である。また、新たな規制が有効に働くことで、食品の安全性確保が進むことに大いに期待するところである。京都府民の健康を守るための食品安全行政は、ますます重要になっている。食品衛生法改正の動向も見据えた食品安全行政の施策、体制の一層の充実強化を要望する。	引き続き、関係部局との情報交換を密に行い、総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。
	食品表示制度の変更が実施段階にある中で、新たな表示制度が消費者にとってわかりやすい制度として運用されるように監視指導を強めてほしい。 食の安全のグローバル対応に関わり、輸入食品の安全確保とともに、輸出食品の安全証明に関わって京都府が関与することが目立つようになると思われる。必要な準備を進めていただきたい。また、観光客の食の安全確保についてもこれまでになかった課題として総合的な検討を行っていただきたい。 「食の安全」教育については、食育などとともに、消費者教育担当部局や関連する部局との庁内連携を強め、より有効な取組みが進められるようにしていただきたい。京都府の取組みが京都市の取組みと共同歩調で進められるように連絡調整を強めていただきたい。	

項 目	意  見	府の考え方
情報及び意 見の交換・ リスクコミュニ ケーション	消費者の食の安全、安心の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要である。リスクコミュニケーションは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者間で、食の安全(リスク)についての情報を共有し、意見交換等を行うことは、相互理解と信頼関係を築くことになり、食の安全、安心の不安解消につながる。京都府では、ICT(情報通信技術)の活用による情報提供、消費者団体等との意見交換会等が行われている。施策の一層の充実を要望する。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、農薬、食中毒、いわゆる「健康食品」、遺伝子組換え食品、輸入食品、食品表示や情報リテラシー(情報活用能力)等について要望する。リスクコミュニケーションの取組みがますます重要になっている中で、どのようなテーマを取り上げ、どのような方法でリスクコミュニケーションを進めていくのか、総合的な検討を行い、計画的な取組みを進めてもらいたい。	様々なご意見を取り入れ、ニーズにあったリスクコミュニケーションの開催方法について関係部局と連携を図りながら検討していきます。
	保健機能食品(「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」)やいわゆる「健康食品」と称される食品の摂取者が増えている。これらの「健康食品」等を医薬品のように誤解している消費者も少なくない。消費者への正しい知識や利用上の注意等についての啓発や適切な情報提供を強めてほしい。また、事業者が発信する宣伝、広告等の情報には、効能効果を暗示させるものがあり、消費者がその情報を誤って理解することで、健康被害が生ずる事案も発生している。事業者が、紙上やインターネット等を使って発信する宣伝、広告等の情報内容についての監視指導を強化してほしい。同時に、監視指導に当たっては、消費者団体訴訟制度を担っている適格消費者団体等との情報交換など連携した取組みについても強化してほしい。	
食品等の検 査計画	乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えている。中には、死に至るほど重篤な症状の方もいる。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかについては大きな不安がある。アレルギー表示については食品の安全性確保に関する情報として「より重要な情報」であり、表示に係る監視指導を強めてほしい。また、検査を実施する義務表示7種類に加え、表示が推奨されている20品目や輸入食品の検査の実施についても要望する。 東日本大震災から7年になる。放射性物質について基準を超えて検出される食品は野生のキノコや野生鳥獣肉、山菜など人の手で管理できない食品にほぼ限られてきているが、今なお不安を感じている消費者がいる。安全確保と不安解消のため放射性物質の検査の継続と迅速な公表を引き続き要望する。なお、今後検査計画を見直す場合には、消費者等の声が反映できるようにしてほしい。 日本の食生活は、食料自給率が低いこともあり輸入食品なくしては成り立たない。食のグローバル化に伴い、今後さらに輸入食品が増加する可能性がある。食の安全を確保するための重要な課題として、国に対して輸入食品の安全性確保の取組み	府内に流通する食品の流通状況や過去の違反実態等を考慮しながら、29年度の検査計画を踏襲のうえ見直しています。引き続き、これらの検査は継続・拡充して実施することとし、定期的に検査結果を公表していきます。
	を確保するにめの重要な課題として、国に対して輸入良品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望し、京都府内に流通している輸入食品の安全確認検査も引き続き強めていただくことを要望する。	